

規制地域概略図（案）

駒ヶ根市・飯島町
独自の屋外広告物条例による許可地域指定済み区間



長野県の許可地域における主な許可基準

- ・ 屋上広告物：高さ 13m以下かつ建物高さの 6/10 以下
- ・ 非自己用の地上設置広告物：高さ 13m以下、表示面積合計 50 m²以下
- ・ 壁面広告物：壁面の 4/10 以下

伊那広域農道 許可地域 両側 50m



辰野町北大出

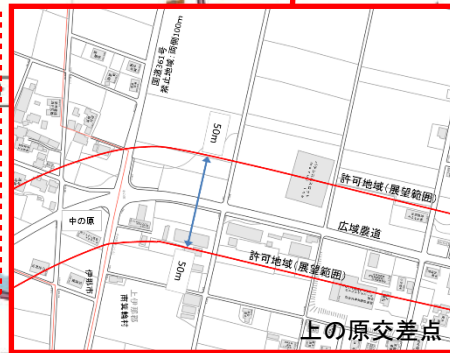


伊駒アルプスロード 宮田村区間
禁止地域 両側 100m
指定時期：用地買収完了後（R4以降）

長野県の禁止地域における規制：適用除外を受ける屋外広告物以外は設置禁止
適用除外の例

- ・ 表示面積 10 m²以下の自己用の広告物
- ・ 公益上必要と認められるもの

伊那市
独自の屋外
広告物条例
による規制
地域の指定
予定区間



南原工業団地

(県条例)

(H24.12供用) (H30.11供用)

飯島工区 L=5.0

(H30全線供用)

権限代行 伊南バイパス L=9.2km

(H9~H30)

駒ヶ根工区 L=4.2

(H19全線供用)

権限代行 伊駒アルプスロード L=11.6km

(H9~H30)

2工区 L=4.2km | 1工区 L=3.4km

(~R9) | (~H24)

伊那バイパス L=7.6km

(H9~)

松島バイパス L=6.3km

(S48~H14)

4車線化

L=1.3km

茅野市

(県条例)

柱交絆